栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金申請要領

Ⅰ　協力金の概要

* 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、県は、「栃木県緊急事態措置」（令和２年４月１７日公表、以下「緊急事態措置」といいます。）において、事業者の皆様に施設の使用停止等へのご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業にご協力いただいた皆様に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

* 支給額

１事業者　最大30万円（１事業者当たり10万円。事業所等を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算）

Ⅱ　申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

１ 緊急事態措置を実施する前（令和２年４月17日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。

（１）「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

（２）「事業の継続を求める施設」の内、「食事提供施設」

※ 対象施設一覧（栃木県 HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/documents/shisetsu.pdf>

２ 緊急事態措置の期間（令和２年４月18日から５月６日まで）の内、栃木県の要請に応じ、令和２年４月21日から５月６日まで、継続して休業した事業者

ただし、宿泊施設（行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る）については、令和２年４月28日から５月６日まで継続して休業した事業者

３ 申請者の代表者又は役員が栃木県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ　申請手続き等

１ 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請及び申請等に関する相談に対応するため、次の受付センターを開設します。

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

（電話）０２８－６８０－７１４５

（受付時間）午前９時から午後５時まで（土日、祝日も受け付けしています。）

　※５月１日（金曜日）午後１時開設

２ 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

（１） 専用ポータルサイト

本協力金の専用ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から入手することができます。

（ＵＲＬ）<https://tochigi-kyoryokukin.com>

（２） 県・関係機関等での配布

次の機関等において入手することができます。

・各県税事務所、県庁本館県民プラザ及び各県民相談室

・県内商工会議所・商工会及び県中小企業団体中央会

３ 申請書類

別表で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

４ 本協力金の申請受付期間及び申請方法

（１）申請受付期間

令和２年５月７日（木曜日）から６月30日（火曜日）まで

（２）申請方法

① インターネット申請の場合

ポータルサイトから申請できます。

（ＵＲＬ）<https://tochigi-kyoryokukin.com>

なお、６月30日（火曜日）午後11時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

なお、６月30日（火曜日）の消印有効です。

（宛先）〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40　とちぎ産業創造プラザ

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

※　切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

なお、感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点は受付センターまでお問合せください。

５ 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は５月中を予定しています。

６ 通知等

（１）申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送いたします。

（２）申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を発送いたします。

Ⅳ その他

１ 本協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、栃木県は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金の返還に加え、協力金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金を支払うこととなります。

２ 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、栃木県は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

３ 栃木県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。